

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末及び
業務端末等の賃貸借及び保守に係る入札説明書

令和7年5月

長崎県地域振興部市町村課

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 借入物品名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末及び業務端末等の賃貸借及び保守
※規格、納入条件等は別紙要求仕様書のとおり

(2) 「機能証明書」の提出について

公告「3 入札参加条件」のとおり、機能証明書を提出し、審査を受け、合格した者でなければ入札に参加できません。機能証明書については、「機能証明書作成要領」により作成し、提出してください。審査が完了次第速やかに結果を連絡します。不合格の場合、必要に応じて機能証明書を修正し、再度、県の審査を受けることができます。ただし、提出期限後の修正、再提出はできませんので、できるだけ期限内に余裕をもって提出してください。なお、入札後、機能証明書の記載誤り、記載漏れなどにより要求仕様書の機能を満たしていないことが明らかになった場合は、公告「12 入札の無効」の(8)に該当し、入札は無効となります。

「機能証明書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県地域振興部市町村課

〔Eメール〕s02520 アットマーク pref.nagasaki.lg.jp

※下線部の「アットマーク」を「@」に置き換えてください。

〔FAX〕095-823-4166

〔提出期限〕令和7年6月19日17時00分（必着）

(3) 物品等の借入期間及び納入場所

〔借入期間〕令和7年10月1日から令和12年9月30日まで。（60月）

ただし、代表端末及び業務端末が契約期間初日までに稼働できるよう調整すること。

〔納入場所〕要求仕様書による。

(4) 入札期日等

①入札期日及び場所

〔入札期日〕令和7年7月8日16時30分開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟1階大会議室A

入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に市町村課に確認すること。

②郵送による場合の入札書の受領期限等

一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

〔受領期限〕令和7年7月7日17時00分（必着）

〔提出先〕長崎県地域振興部市町村課

※郵送以外による入札の場合は、入札期日及び場所での入札となります。前日までに持参されても入札書の受領はできません。

(5) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（様式第4号）」をEメール等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

回答は下記の日程により、長崎県地域振興部市町村課ホームページにて行います。

回数	質問受付期限	回答日
1回目	令和7年6月9日	令和7年6月11日
最終	令和7年6月13日	令和7年6月17日

「質問書（様式第4号）」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県地域振興部市町村課

〔Eメール〕s02520 アットマーク pref.nagasaki.lg.jp

※下線部の「アットマーク」を「@」に置き換えてください。

〔FAX〕095-823-4166

〔提出期限〕令和7年6月9日17時00分（1回目）、令和7年6月13日17時00分（最終）

（6）入札書の記載方法

- ア 入札書（様式第1号）及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ウ 入札書には借入期間総額となる金額を記載すること。
- エ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。
- オ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- カ 郵送により提出する場合は、代理人による入札は認められない。
- キ 再度の入札において、入札者が代理人である場合は、「委任状（様式第3号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。
- ク 入札執行回数は、3回を限度とする。

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書の宛名は長崎県知事とすること。

※郵送による入札の場合の「入札書」等の提出方法

- ・入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒とすること。
- ・入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称及び入札物品名を記載すること。
- ・入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。
- ・入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書の宛名は長崎県知事とすること。
- ・外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札の公告に示す担当部局名、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

（7）入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
免除する。
- イ 契約保証金
（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000 万円以上
- ②2,000 万円未満 500 万円以上
- ③500 万円未満

(8) 入札の無効

入札実施公告「12 入札の無効」によります。

(9) 落札者の決定

- ア 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、第 1 回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定である。この場合、郵送により入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わない者は「入札辞退」として取り扱う。また、開札に立ち会う者のうち、再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。
 - ・再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、見積を行う場合がある。
 - ・郵送以外の入札者で再度、再々度の入札に参加する者及び郵送による入札者で開札に立ち会う入札者がいないときは、再度、再々度の入札は行わない。
 - ・郵送による入札者が開札に代理人を立ち合わせるときは、委任状の提出が必要であること。
- ※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ、代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。）

(10) 落札者決定の通知

- ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合
落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。
- イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合
落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、長崎県地域振興部市町村課ホームページ上
(<https://www.pref.nagasaki.jp/section/shicho/index.html>) において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。

(11) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札決定の日から起算して5日以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書4に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(12) 競争入札の参加資格

入札実施公告「2 入札参加資格」によります。

2 その他

(1) 当該調達契約事務に関する担当部局

- 〔住所〕 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕 長崎県地域振興部市町村課
- 〔電話〕 095-895-2133

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和7年6月9日17時00分までです。
- イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - 〔住所〕 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕 095-895-2881